

益城、嘉島、西原環境衛生施設組合と熊本市との間における一般廃棄物の処分に関する事務の委託について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 29 2 条において準用する同法第 25 2 条の 14 第 1 項の規定により、益城、嘉島、西原環境衛生施設組合の一般廃棄物の処分に関する事務を熊本市が受託するため、協議により別紙のとおり規約を定める。

熊本市長 大 西 一 史

（提出理由）

益城、嘉島、西原環境衛生施設組合と熊本市との間における一般廃棄物の処分に関する事務の委託について、地方自治法第 29 2 条において準用する同法第 25 2 条の 14 第 3 項において準用する同法第 25 2 条の 2 の 2 第 3 項の規定に基づき、市議会の議決を求める必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

別紙

益城、嘉島、西原環境衛生施設組合と熊本市との間における一般廃棄物の処分に関する事務の委託に関する規約

(委託事務の範囲)

第1条 益城、嘉島、西原環境衛生施設組合（以下「組合」という。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第252条の14第1項の規定に基づき、益城町、嘉島町及び西原村の区域内から排出される一般廃棄物（可燃ごみに限る。）の処分に関する事務（以下「委託事務」という。）の管理及び執行を熊本市に委託する。

(委託の期間)

第2条 委託事務の委託の期間は、令和7年4月1日から令和12年3月31日までとする。

(管理及び執行の方法)

第3条 委託事務の管理及び執行については、熊本市の条例、規則その他の規程（以下「条例等」という。）の定めるところによるものとする。

2 組合の長は、必要があるときは、熊本市長に対して委託事務に係る情報の提供を求めることができる。

(経費の負担及び予算の執行)

第4条 委託事務の管理及び執行に要する経費は、組合の負担とする。

2 前項の経費の額及び納付の時期は、組合の長及び熊本市長が協議して定める。

第5条 熊本市長は、委託事務の管理及び執行に係る収入及び支出については、熊本市の歳入歳出予算において計上するものとする。

(収入の帰属)

第6条 委託事務の管理及び執行に伴い生じる収入は、熊本市の収入とする。

(決算の措置)

第7条 熊本市長は、地方自治法第233条第6項の規定により決算の要領を公表したときは、委託事務に関する部分を組合の長に通知するものとする。

(連絡会議)

第8条 組合の長及び熊本市長は、委託事務の管理及び執行について連絡調整を図るため、年1回の定期の連絡会議を開くものとする。ただし、必要があるときは、臨時に連絡会議を開くことができる。

(条例等の制定又は改廃)

第9条 熊本市長は、委託事務の管理及び執行について適用される熊本市の条例等を制定し、又は改廃しようとするときは、あらかじめ組合の長に通知しなければならない。

2 熊本市長は、前項に規定する条例等を制定し、又は改廃したときは、直ちに当該条例等を組合の長に通知しなければならない。

3 組合の長は、前項の規定による通知があったときは、直ちに当該条例等を公表するものとする。

(協議)

第10条 この規約に定めるもののほか、委託事務の管理及び執行に関し必要な事項は、組合の長及び熊本市長が協議して定める。

附 則

1 この規約は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次項及び附則第4項の規定は、この規約の告示の日から施行する。

2 組合の長は、この規約の告示の際、委託事務については熊本市の条例等が適用される旨及び当該条例等を併せて公表するものとする。

3 委託事務の全部又は一部を廃止する場合には、当該委託事務の管理及び執行に係る収支は、廃止の日をもってこれを打ち切り、熊本市長がこれを決算する。

4 熊本市がこの規約の施行の前においてこの規約の実施のためにした準備行為に係る経費の負担については、組合の長及び熊本市長が協議して定める。